

関川水系土地改良区監査細則

(趣 旨)

第1条 関川水系土地改良区の業務及び財務状況の監査については法令、定款又は規約の規定によるもののほか、この細則の定めるところによる。

(監査の執行)

第2条 監事は、土地改良事業計画及び予算が適正かつ能率的に執行されているかを検討し、土地改良区運営の民主化・能率化に資する趣旨に基づいて執行するものとする。

(業務の分担)

第3条 監事は、協議の上監査の実施について、各監事の分担を定めることができる。ただし、このことにより、各監事の職務上の権限及び責任が変更されることはない。

(監査の種類)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、毎事業年度2回行うものとする。

3 臨時監査は、次の場合に行うものとする。

- (1) 監事が必要と認めた場合
- (2) 理事長更迭の場合
- (3) 行政庁の指示があった場合

(監査の通知)

第5条 監査を執行する場合は、あらかじめその期日、執行箇所、監査事項等を理事長に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。

(監査補助)

第6条 監事は、理事と協議の上、必要と認める職員等をして、監査に関し監事の補助に当たらせることができる。

(監査資料の提出等)

第7条 監事は、理事に対し諸帳簿、証拠書類、物件、現金及び有価証券の提示その他監査に必要な資料の提出を求め、かつ、必要と認める事項につき理事その他の責任者の立会い又は説明を求めることができる。

(監査内容)

第8条 業務状況の監査は、おおむね次の事項について実施するものとする。

- (1) 法令、定款、規約等と事務の執行との適合状況
- (2) 財務計画と予算編成との適合状況
- (3) 土地改良事業計画とその執行との適合状況
- (4) 予算執行と事業執行との適合状況
- (5) 労務の需給及び資材の入手計画と事業計画との適合状況
- (6) 関係諸機関との連絡協議の状況
- (7) その他監査上必要と認める事項

第9条 財務の状況の監査は、おおむね次の事項について実施するものとする。

- (1) 収入の調定、徴収及び滞納整理の状況
- (2) 予備費の充用及び予算流用の適否
- (3) 歳計現金、歳計外現金及び預金の出納保管に関する状況
- (4) 借入金に関する状況
- (5) 財産の管理状況
- (6) その他必要と認める事項

(監査簿及び監査報告)

第10条 監事は、監事監査簿(別記様式第1号)を設け、監査のてん末及び監査の結果について、記録するものとする。

2 監事は、監査を終了したときは、速やかにその結果を理事会に文書により報告し、かつ、意見を述べなければならない。この場合、監事会の協議を経るものとする。

3 監事は、前項の規定による意見のうち、必要な措置を求めたものについては、理事にその措置経過の報告を求めるものとする。この場合において、必要と認める事項については、文書による報告を求めるものとする。

(外部への公表)

第11条 監事は、監事会の協議を経た後でなければ監査の結果を外部に発表しないものとする。

(総代会への報告)

第12条 監事は、毎事業年度1回、総代会に監査結果を報告し意見を述べなければならない。

(立会い)

第13条 監事は、関係機関の監査又は検査が実施されるときは、立ち会わなければならない。

附 則

この細則は、平成18年11月17日から施行する。

附 則

この細則の一部改正は、平成21年3月25日から施行する。(平成21年3月25日総代会議決)

附 則

この細則の一部改正は、令和3年3月26日から施行する。(令和3年3月26日総代会議決)

様式第1号(第10条関係)

監 事 監 査 簿

1 関川水系土地改良区

2 監 査 年 月 日 年 月 日 ()

3 監 査 対 象 年 度 年度中間・決算

4 監 事 氏 名

総括監事	印
監 事	印
監 事	印
監 事	印

取扱上の注意

- (1) 本監査簿は、監査1回限りの使用簿である。
- (2) 監査事項には、法令事項、定款事項、規約事項等それぞれに軽重の度合があるが、どれに重点を置いて監査するかについては、土地改良区の運営内容をもとに監事会において監査計画として樹立する。
- (3) 記事欄には監査の経過、すなわち、監査した金額及び数量並びに監査した事項等の適否の判断を記載する。
- (4) 指摘欄は、監査の結果、適当でないと認めた事項、改正又は是正の必要があると認めた事項若しくは勧告を要すべき事項等で監査報告書に記入すべき事項について記載する。したがって、この事項を監査報告書に記入することになる。
- (5) 本監査簿は、監査報告書を作成した後、土地改良区の書類として保存する。

第1 業務に関する事項

1. 運 営

監 査 事 項		記 事	指 摘
1) 規 程 等	①定款及び規約の整備状況 及び現況との整合状況		
	②諸規程等の制定及び整備 状況及び現況との整合状況		
	③土地原簿及び組合員名簿 の備付並びに整備状況		
2) 会 議	〔総会又は総代会〕 ①開催期日及び出席率		
	②付議事項及び議決方法の 適否並びに議事運営状況		
	③議事録の調製状況		
	〔理事会〕 ①年間開催回数及び出席率		
	②付議事項の適否及び処理 状況		
	③議事録の調整状況		
	〔各種委員会〕 ①設置してある委員会の種 類及び構成		
	②各種委員会の運営の適否		

監 査 事 項		記 事	指 摘
3) 理 事	①理事の職務分担		
	②理事の業務執行状況		
4) 職 員	①職員の配置、構成及び待遇 状況		
	②職員の研修状況		

2. 事業

ア 事業

監 査 事 項		記 事	指 摘
1) 事業 計画 実施 設計	①事業計画の設定及び施行体制		
	②事業計画の変更手続の適否		
	③実施設計の適否		
2) 工 事	①工事の直営、請負別		
	②請負者及び請負契約の適否並びに事業費と請負金額との関係		
	③請負者の着工、竣工届の有無及び適否		
	④出来高検査の状況		
	⑤工事監督の適否並びに工事日誌及び工事関係書類の整備状況		
3) 換地 計画	①換地計画等の適否及び登記事務の進捗状況		
4) 資 金 償 還 計 画 及 面	①資金計画及び償還計画の有無並びに適否		
	②事業計画変更に伴う資金計画及び償還計画の変更及び関係書類の整備状況		

イ 維持管理計画

監 査 事 項		記 事	指 摘
1) 用水の配分及び排水の調整並びに農外利用との調整	① 利水調整規程の有無及び適否		
	② 用水の配分及び排水の調整の適否		
	③ 農外利用との調整の適否		
2) 施設の維持管理	① 維持管理計画の有無及び適否		
	② 施設の管理(維持管理、運用、整備補修)状況		
	③ 土地改良施設台帳の整備状況		
	④ 法に基づく管理規程、管理委託契約書に基づく管理方法書等の有無及び適否		

第2 会計経理に関する事項

1. 会 計

監 査 事 項		記 事	指 摘
1) 予算及び	① 予算編成の適否		
	② 予算の補正及び流用等の適否		
	③ 資金収支整理期間及び決算の適否		

決算	④決算関係書類（事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録）の適否		
	⑤財務状況の公表等の適否の適否		
2) 賦課金	①工事の直営、請負別		
	②請負者及び請負契約の適否並びに事業費と請負金額との関係		
	③請負者の着工、竣工届の有無及び適否		
	④出来高検査の状況		
	⑤工事監督の適否並びに工事日誌及び工事関係書類の整備状況		
3) 借入金	①借入金額及びその用途		
	②借入金の償還計画及び償還状況		
	③借入金台帳の整備状況		
4) 補助金等	①補助金の額及びその用途の適否		
	②事補助金関係書類の整備状況		

2. 経 理

	監 査 事 項	記 事	指 摘
1) 帳 簿 整 理	①主要簿（現金預金出納帳、収入整理簿、支出整理簿、仕訳帳及び総勘定元帳）と補助簿の整理状況		
	②主要簿と補助簿の内容及び残高の一致状況		
	③監査日現在における現金出納帳の残高と現在高（預金・現金）との一致状況		
	④収入命令及び支出命令と収入整理簿及び支出整理簿との一致状況		
	⑤事業費における補助金、借入金及び地元負担金の支出状況		
	⑥現金、有価証券等の取扱い及び保管状況並びに公用印の管理状況		
	⑦固定資産台帳の整備状況		
	⑧積立金の管理運用状況		
	⑨備品台帳の整備状況		
2) 証の 拠 整 書 備 類 保 等 存	①収入命令・支出命令及び証拠書類の整備状況		
	②証拠書類等の保存状況		

3) 地決 区済 除金 外	地区除外に係る決済金の徴収 状況		
4) 歳 計現 外金	収支計算外出納の収支及び管 理状況		

第3 特記事項

運 営 上 の 特 記 事 項	
事 実 上 の 特 記 事 項	
会 計 経 理 上 の 特 記 事 項	
回 監 査 (検 査 の 指 摘 事 項 及 び 改 善 の 状 況 前	

第4 総 評

--

